

預金保険法第 80 条に基づく「業務及び
財産の状況等」に関する報告書

平成 14 年 1 月 25 日

佐賀関信用金庫

金融整理管財人 富川 盛郎

金融整理管財人 井手 邦公

目 次

頁

I.	管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1.	はじめに	1
2.	経営破綻の原因	1
(1)	当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2)	経営破綻に至った経緯	1
(3)	破綻に至った要因	2
3.	管理を命ずる処分までの状況	2
(1)	資本の状況	2
(2)	自己資本回復の断念	2
II.	業務及び財産の状況について	
1.	与信業務	3
2.	預金業務	3
3.	投資等業務	3
(1)	投資有価証券	3
(2)	商品有価証券	4
4.	固定資産等の状況	4
5.	不良債権の状況	4
III.	事業譲渡等の見込みについて	
1.	基本方針	5
(1)	早期譲渡	5
(2)	優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3)	経費の削減	5
(4)	地域金融機能の維持	5
(5)	内部管理体制の整備	5
(6)	責任追求体制の確立	5
2.	具体的施策	6
3.	事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成 13 年 11 月 16 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受け、11 月 16 日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第 80 条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成 13 年 11 月 16 日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第 83 条に基づき現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、昭和 12 年 1 月 1 日、保証責任信用組合佐賀関金庫として設立されました。大分県北部郡佐賀関町、大分市、臼杵市を営業地区として、店舗は、佐賀関町に本店、神崎の 2 店舗、大分市坂ノ市に 1 店舗の計 3 店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。本店のある佐賀関町では、預金は 35%、貸出金は 40% を超えるシェアを占めておりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として、地域経済および中小企業の金融円滑化に努めてまいりましたが、バブル経済の崩壊によって、取引先の業況の悪化が顕在化し、平成 11 年度の決算においては、多額の不良債権の償却・引当を実施することとなりました。

こうしたことから、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法 26

条に基づく早期是正措置を受け、経営改善を求められることとなり、その後策定した計画に基づき、審査・管理体制を整備し、資産の健全化を図る一方、人件費を含む経費の削減を行ない、経営体質の強化に努めてまいりました。しかしながら、長引く景気の低迷は、取引先の業況をより一層悪化する事態を招いたうえ、株式市場等の下落によって保有有価証券の含み損失が拡大する事態となっておりました。

このような状況のもと、平成 13 年 9 月に実施された財務局の検査を踏まえ、平成 13 年 9 月末基準による自己査定を実施したところ、貸出金の個別引当金の積増や時価会計に基づく保有有価証券の減損処理を主因に、実質債務超過に至りました。(当期損失 529 百万円、会員勘定▲195 百万円)

こうしたことから、当金庫は自主再建を断念し、破綻公表することに至りました。

(3) 破綻に至った原因

長引く景気の低迷は、当金庫の経営改善の実現を困難な状況に至らせましたが、当金庫の破綻は、バブル期に実行した貸出の審査内容に不十分な点がみられることや、その後の管理・回収も十分なものと言えないことなどに主な要因があると考えます。

3. 管理を命ずる处分までの状況

(1) 資本の状況

平成 13 年 9 月に実施された財務局による検査結果を踏まえ、13 年 9 月末を基準日とした自己査定を実施いたしましたところ、当期損失は 529 百万円となり、195 百万円の債務超過となりました。

(2) 自己資本回復の断念

当金庫は、平成 13 年 9 月末現在で、195 百万円の債務超過に陥ることとなり、金庫の財産をもって債務を完済できない状況となりました。当金庫においては、自己資本の回復について検討を行ないましたが、現在の経済環境のもと、多額の債務超過を短期間で解消することは困難であると結論に至りました。

この様な状況を踏まえ、平成 13 年 11 月 16 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づく申し出を行なうことになりました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である佐賀関町を中心に建設業、卸・小売業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めています。

<貸出金残高推移> 店舗数：3店 (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)
		構成比		構成比		構成比	
貸出金残高	8,537	100.0	7,846	100.0	7,414	100.0	178,403
うち中小企業	4,690	54.9	4,257	54.3	4,159	56.1	123,818
うち個人	3,619	42.4	3,327	42.4	3,148	42.5	51,414
うちその他	228	2.7	261	3.3	105	1.4	3,170
							1.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当金庫の預金は、地域金融機関として、地縁・人縁に基づく、きめこまかなる訪問、集金活動をおこなっていることから、個人預金の比率が高くなっています。

<預金残高推移> 店舗数：3店 (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)
		構成比		構成比		構成比	
預金残高	12,584	100.0	12,601	100.0	12,578	100.0	279,681
うち個人預金	10,273	81.6	10,257	81.3	10,149	80.7	213,556
うち法人預金	1,741	13.8	1,790	14.2	1,813	14.4	53,980
うちその他	568	4.5	552	4.4	615	4.9	12,142
							4.3

※「その他」には、公金預金・金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1)投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、預金の流失状況等資金繰りを勘案しながら、順次処分してまいります。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成 11 年 3月末	平成 12 年 3月末	平成 13 年 3月末	平成 13 年 3月末の 評価損益
投資有価証券	1,897	1,826	1,455	▲141
国債・地方債	40	935	544	7
社債	1,118	395	102	▲20
株式	172	111	152	▲9
その他	566	382	654	▲119
貸付有価証券	-	-	-	-

(2)商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。
今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は売却する方針と致します。

<固定資産の状況> 平成 13 年 3月末現在

(単位：百万円)

	土地				建物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
業務用 不動産	3	46	152	106	3	241	83
所有 不動産	-	-	-	-	-	-	-

5. 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金に 占める 割合	貸出金 残高	貸出金に 占める 割合	貸出金 残高	貸出金に 占める 割合
破綻先債権	327	4.1%	251	3.3%	2,438	1.3%
延滞債権	867	11.0%	1,665	22.4%	10,669	5.5%
3ヶ月以上延滞債権	547	6.9%	5	0.0%	224	0.1%
貸出条件緩和債権	79	1.0%	317	4.2%	5,016	2.6%
合計	1,820	23.1%	2,240	30.2%	18,387	9.4%

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻再生債権等	603	6.5%	945	10.9%	6,822	3.4%
危険債権	926	10.1%	1,224	14.1%	7,796	3.9%
要管理債権	230	2.5%	322	3.7%	4,693	2.3%
正常債権	7,453	80.9%	6,202	71.3%	182,737	90.4%
合計	9,212	100.0%	8,695	100.0%	202,048	100.0%

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1)早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2)優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3)経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4)地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5)内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6)責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

平成 13 年 12 月 4 日に大分みらい信用金庫と事業譲渡に関する基本合意書を締結し、平成 14 年 1 月末までに事業譲渡契約を締結する見込みとなっております。

事業譲渡については、可能な限り早い時期に行なわれるよう努力してまいります。

以上